

第Ⅰ章 第五次計画の策定にあたって

Ⅰ 第五次計画策定の経緯

- 国は平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を定め、平成14年度から5年ごとに「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、令和5年3月に第五次計画を公表しました。県では上記の法律及び計画に基づき、平成16年2月に「長崎県子ども読書活動推進計画」を策定して以降、5年ごとに計画を策定し、本県の子どもたちの読書活動の充実に取り組んでおります。
- 令和元年度から5年度までの第四次計画では、「発達段階に応じた取組による子どもの読書習慣の形成」と「子ども読書活動を活性化するための読書関係者の資質向上と連携」を柱とした取組を推進してまいりました。
- この間、国は、子どもの読書環境のさらなる充実を目指し、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しています。また、国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下、「読書バリアフリー法」という。)を踏まえ、県では「長崎県読書バリアフリー推進計画」を令和5年1月に策定しました。
- 子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。また、人生百年時代の到来を受け、読書の重要性は増し、人々が生涯にわたって本に親しみ、豊かな人生を送る社会の実現が望まれています。このような状況において、全ての子どもたちと本を繋ぐために読書環境を整備するとともに、読み聞かせやブックトーク、ビブリオバトルなど、様々な読書活動を工夫していくことは、子どもの成長に携わる私たちの責務であるといつても過言ではありません。
- そこで、今後の社会情勢や国の動向を踏まえるとともに、これまでの成果や課題を明らかにし、未来をひらく本県の子どもたちの読書活動を推進するための指針として、「第五次長崎県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

2 第五次計画の期間

この計画は、令和6年度から10年度までの5年間とします。